競争的資金等の間接経費の使用に関する方針

第1章　総則

（目的）

第1条　当社における競争的資金等に係る間接経費（以下「間接経費」という。）について、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ）に基づき、使用に関する基本方針を定める。

（定義）

第2条　本規程における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 競争的資金等：関係府省から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金であり、宇宙戦略基金を含む。

(2) 配分機関：競争的資金等を配分する関係府省等

(3) 直接経費：競争的資金等を使用した研究等を実施するために、研究等に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究代表者、研究分担者、研究等を管轄するグループに属する役職員（以下、「研究者等」という。）が使用する経費

(4) 間接経費：直接経費に対して一定比率で手当てされ、競争的資金等を使用した研究等の実施に伴う管理等に必要な経費として当社が使用する経費

（間接経費の額）

第3条　この方針において、間接経費は直接経費に一定の割合を乗じた額に相当する額とし、その割合は別途定める。ただし配分機関による特別な定めがある場合はその定めに準拠するものとする。

（間接経費の使途）

第4条　間接経費は、競争的資金等を使用した研究等の実施に伴う管理等に必要な経費として使用する必要があり、以下の各号に定める経費に使用できるものとする。なお、以下の各号に定める経費以外の経費であっても、研究者等の研究開発環境の改善や当社全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、代表取締役社長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。

(1) 管理部門に係る経費

(2) 研究等を管轄するグループに係る経費（ただし、直接経費とすべきものは除く）

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

（間接経費の使用の確認）

第5条　間接経費の使用にあたっては、研究者等が間接経費を直接経費に充当しないよう、経営管理グループがモニタリングするものとする。

（実績報告書の提出）

第6条　毎年度の間接経費の執行状況について、「競争的資金に係る間接経費執行実績報告書」を一定の期日までに、配分機関に報告しなければならない。

第2章　その他

（改廃）

第7条　この規程の改廃は、経営管理グループが起案し、取締役会の決議による。

（付則）

2025年3月19日施行